

鹿児島市シティプロモーションキャラクター「マグニオン」使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市（以下「市」という。）のシティプロモーションキャラクター「マグニオン」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターの目的等)

第2条 キャラクターは、鹿児島市シンボルマーク「マグマシティ」に込められたメッセージを、広く市内外に浸透させるために生まれたものである。

(キャラクターの仕様)

第3条 キャラクターの仕様は、別に定めるキャラクター使用ルールブック（以下「使用ルールブック」という。）のとおりとする。

2 キャラクターに関する一切の権利は、市に属する。

(使用の届出)

第4条 キャラクターの使用を希望する者は、キャラクター使用届出書（様式第1。以下「使用届出書」という。）を鹿児島市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 市内の学校等が教育の目的で使用する時。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する時。
- (3) 個人が市をPRする目的で使用する時。
- (4) その他、市長が適当と認める時。

2 前項の届出を行う者は、使用届出書に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、電子申請システムにより使用の届出をしたときは、使用届出書を提出したものとみなす。

- (1) キャラクターの使用内容がわかる資料又は見本等
- (2) その他市長が必要と認める書類

(使用期間)

第5条 キャラクターの使用期間は、前条の届出を行った日から最長3年間とし、これを超えて使用する場合は、改めて前条の届出を行わなければならない。

(届出内容の変更等)

第6条 第4条の届出を行った者が当該届出の内容について追加又は変更しようとする場合は、あらかじめキャラクター使用変更届出書（様式第2。以下「変更届出書」という。）に第4条第2項に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(使用の制限)

第7条 市長は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用届出書及

び変更届出書を受理しないこととする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を損なうおそれがあると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するおそれがあると認められる場合
- (4) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあると認められる場合
- (5) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがあると認められる場合
- (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあると認められる場合
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
- (9) 市への誇りと愛着を持たない者が使用する場合
- (10) キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (11) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (12) 使用ルールブックに定めるキャラクターの仕様及び使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (13) 市のプロモーションの趣旨に反するおそれがある場合
- (14) その他、市長が不適当と認める場合

（使用料）

第8条 キャラクターの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第9条 第4条又は第6条の届出を行った者（以下「使用者」という。）は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出を市に受理されてから使用すること。
- (2) 届出を行った使用内容にのみ使用すること。
- (3) 当該使用に係る物件の完成品を遅滞なく提出すること。ただし、提出が困難なものにあつては、当該完成品の写真を提出すること。
- (4) 当該使用に係る物品の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。
- (5) 当該使用に係る物品を原因とする事故に対しては、市は一切の責任を負わない。
- (6) キャラクターを商品化した製作物等を商標登録しないこと。

（使用状況等の報告又は調査）

第10条 市長は、使用者にキャラクターの使用状況等について報告させ、又は調査すること

ができる。

(使用の差止め)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、キャラクター使用差止通知書（様式第3）を送付し、キャラクターの使用を差し止めるとともに、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 使用者がこの要領に違反していると認められる場合
- (2) 使用届出書又は変更届出書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 第7条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他キャラクターの使用の継続が不適當であると認められる場合

2 使用者は、キャラクターの使用を差し止められた場合、当該使用を差し止められた日からキャラクターを使用できないものとする。

3 市は、第1項の使用の差止めにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(使用の非独占性等)

第12条 この要領による届出の受理は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクターを使用する権利を付与するものではなく、また、使用者又は使用者がキャラクターを使用して製作した物品等について市が推奨するものではない。

(経費等の負担)

第13条 市は、この要領による届出に要する費用及びキャラクターの使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 市は、キャラクターの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに全責任を負い対処するものとする。

3 使用者は、キャラクターの使用に際し故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第15条 市長は、キャラクターの利用促進等を図る観点から、第4条及び第6条の届出によるキャラクターの使用状況について、情報を公開することができる。

(事務)

第16条 この要領に関する事務は、企画財政局企画部ふるさと納税・シティプロモーション戦略課が行う。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別

に定める。

付 則

この要領は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

様式第 1（第 4 条関係）

キャラクター使用届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

住所

団体等名

代表者職氏名

キャラクターを使用したいので、次のとおり届け出ます。

なお、キャラクターの使用にあたっては、使用取扱要領を遵守し、市から使用を差し止められた場合は、当該使用物件等の回収等に速やかに対応し、一切の費用を負担することを誓約します。

使用する物件の区分 (該当するものに○を記入)	1 食品（具体的に） 2 食品以外の商品（具体的に） 3 商品パッケージ（箱・袋等）・包装紙 4 チラシ・パンフレット・ポスター・広告 5 看板・店舗壁面 6 のぼり・フラッグ・商品 P O P 7 衣類（Tシャツ・はっぴ・帽子等） 8 名刺 9 W E B 上の使用 10 販促用の景品 11 その他（具体的に）
具体的な内容 ※数量・規格・販売価格等を詳しく記入してください。 ※企画書などで代用できます。	
製造場所 (該当するものに○を記入)	1 鹿児島市内 2 鹿児島県内（鹿児島市外） 3 鹿児島県外
使用場所 (該当するものに○を記入)	1 鹿児島県内 2 鹿児島県内及び県外 (具体的に)
使用期間 (届出日から最長 3 年間)	年 月 日 ～ 年 月 日
担当者名及び連絡先	担当者名： 電話番号： FAX： E-mail：

※添付書類等

キャラクターの使用内容が分かる資料又は見本

様式第2（第6条関係）

キャラクター使用変更届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

住所

団体等名

代表者職氏名

年 月 日付けで届け出た内容について、下記のとおり内容を変更したいので届け出ます。

なお、キャラクターの使用に当たっては、使用取扱要領を遵守し、市から使用を差し止められた場合には、当該使用物件等の回収等に速やかに対応し、一切の費用を負担することを誓約します。

記

項目	前回の届出内容	変更する内容

※添付書類等

キャラクターの使用内容が分かる資料又は見本

様式第3（第11条関係）

キャラクター使用差止通知書

年 月 日

様

鹿児島市長

年 月 日付けで届出のあったキャラクターの使用については、下記の理由により使用を差し止めます。

つきましては、今後、当該届出のあったキャラクターは使用できませんので、これを使用している物件等を速やかに回収するなどの対応を行うよう通知します。

記

差止めの理由